

令和5年度第8地区教科用図書調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、第8地区教科用図書採択教育委員会協議会規約第7条第6項に基づき、令和5年度における教科用図書調査委員会の調査委員定数その他必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 調査委員の定数は58名とする。

(運営)

第3条 調査委員会は、第8地区教科用図書採択教育委員会協議会(以下「協議会」という。)の会長が招集する。

- 2 調査委員会には、別表に基づき、教科用図書の種目ごとに小委員会を設け調査研究に当たる。
- 3 小委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 4 小委員会の委員長は、小委員会の意見をまとめて協議会に報告する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(調査研究の方法)

第4条 調査研究に当たっては、発行者から送付されるすべての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、それぞれの地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこと。

- 2 調査委員会は、協議会の求めに応じて協議会に必要な意見を述べることができるが、その際、教科用図書に優劣の順位はつけないものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定める。

附則

この規則は、令和5年5月17日から施行する。

【別表】

小委員会 委員	小													計	
	国語		社会		算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	保 健	特 別 支 援	道 徳		外 国 語
	国 語	書 写	社 会	地 図											
1号委員	5		5		4	4	4	3	4	3	3	2	4	5	46
2号委員	2		2		2	(2)	(2)	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	12

* 2号委員は2つの小委員会を兼ねるものとする。()は兼務を示す。